特定非営利活動法人 両毛ケアサービス 大地

特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人両毛ケアサービスが開設する高齢者介護施設大地(以下「施設」という)が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「従業者」という)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という)に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を 尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力 に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設又は介護予防 特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日 常生活上の世話を行う。
 - 介護予防特定施設の事業は、利用者が可能な限り施設において、要支援状態の維持・改善を図り、要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、介護全般その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 3 事業の実施に当たっては地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、外部サービスも利用して総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の運営に当たっては、安定的かつ継続的な事業運営に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - 一 名称 高齢者介護施設 大地

二 所在地 栃木県足利市駒場町568-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業に従事する従業者は、介護付有料老人ホームの従業者と兼務する ものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - 一 管理者 1名 管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものと する。
 - 二 従業者 生活相談員 1名

看護職員 1名以上 介護職員 6名以上

機能訓練指導員 1名 (看護職員と兼務)

計画作成担当者 1名(介護職員と兼務)

従業者は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活 介護の提供に当たる。

三 事務職員 1名(管理者兼務) 事務職員は、必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は18名とする。

(特定施設入居者生活介護の内容)

- 第6条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容 は次のとおりとする。
 - 一 入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話
 - 二 機能訓練及び療養上の世話
 - 三 入浴介護が必要な利用者については週3回のサービス提供を標準とする。

(利用料等)

- 第7条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供 した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、特定施設入居者生活 介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスである ときは、利用者負担額は介護保険負担割合証に記載の負担割合による額と する。
- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - 一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要す る費用

- 二 オムツ代 実費
- 三 その他の日常生活上の便宜に係る費用 実費
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に 文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、その本来の用途に 従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の 提供にあたる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合、 その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力 医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、そ の結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営に関する重要事項)

- 第12条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に従事する従業者は、専ら当該事業に従事するものとする。ただし、サービスの提供の上で差し支えない場合には、介護付有料老人ホームの他の業務を行うことがある。
- 2 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける ものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - 二 継続研修 年2回以上

- 3 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人 両毛 ケアサービス理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、2006年4月1日から施行する。
- この規程は、2007年10月1日から施行する。
- この規程は、2010年11月1日から施行する。
- この規程は、2012年4月1日から施行する。
- この規程は、2014年4月1日から施行する。
- この規程は、2017年4月1日から施行する。
- この規程は、2019年10月1日から施行する。
- この規程は、2022年4月1日から施行する。
- この規程は、2024年1月1日から施行する。

別紙

| 費用区分 | 費用の額 |
|-------------|---|
| 滞在に要する費用 | 家賃 日額1,700円 管理費 日額1,640円 |
| 食事の提供に要する費用 | 1 食 朝食 480円 昼食 540円 夕食 640円 |
| その都度徴収する費用 | オムツ代および理美容代 実費負担 医療保険診療費およびその他係る費用 レクリエーション材料費及びおやつ代 110円/日 |